

ご利用の流れ

訪問看護の利用を検討

主治医・ソーシャルワーカー
相談支援専門員・ケアマネジャーへ相談
※直接訪問看護ステーションへ連絡・相談も可能

介護保険の対象になるか確認

あり

or

なし

介護保険

- ① 介護保険の申請
 - ② 要支援・要介護認定
- 要支援1・2の方

介護予防サービスで訪問看護を受けます（地域包括支援センターでケアプランを作成します）

要介護1～5の方

居宅サービスで訪問看護を受けます（介護支援専門員がケアプランを作成します）
※要支援・要介護認定を受けている場合でも、退院直後や病状の急性増悪期、精神疾患、がん末期や難病の場合は医療保険で訪問看護を受けます

医療保険

40歳未満

精神疾患、難病、がん、小児疾患など
医師が必要と認めた人

40歳以上 65歳未満

・40歳未満と同様
・介護保健の特定疾病に該当しない人
(がん末期を除く)

65歳以上

介護保健の認定を受けていない人で訪問看護が必要な人

主治医による訪問看護指示書の発行

かなめ訪問看護ステーションと契約

利用開始

訪問看護ご利用時間

- 通常営業：月～金曜日、祝日（8:30～17:30）
- 定休日：土日 ※24時間365日対応

ご利用料金

〈医療保険・介護保険〉 〈生活保護受給者〉 〈交通費〉
所得に応じて1～3割 自己負担なし 負担なし

※自立支援や地方公費をお持ちの場合、自己負担上限額内での負担になります。
ご利用料金についてはお気軽にお問い合わせ下さい

かなめ訪問看護ステーション

〒831-0028
福岡県大川市大字郷原 290-7
☎ 0944-85-1058
☎ 0944-85-1059
✉ jmns.kaname@gmail.com

〔ステーションコード〕 259.013.0
〔介護事業所番号〕 4062590130



訪問エリア

精神科訪問看護

小城市、佐賀市～南筑後方面

ナラティブ相談支援事業所

〒834-0115
福岡県八女郡広川町新代 915-15
コーポ飛鳥 101 号室
☎ 0943-22-8606
☎ 0943-22-8607
✉ jmns.narrative@gmail.com

〔指定特定相談支援事業所番号〕 4033500085
〔指定障害児相談支援事業所番号〕 4073500045



株式会社 JMNS

〒845-0033 佐賀県小城市三日月町樋口 1292-10

お問い合わせ・ご相談

☎0944-85-1058

24時間365日対応
お気軽にご相談ください

かなめ

訪問看護ステーション

☎0944-85-1058

24時間365日対応

訪問エリア 小城市・佐賀市～南筑後方面



Homepage



Instagram



かなめ訪問看護ステーションは精神科訪問看護に特化しており地域医療の“かなめ”を目指しています

精神科訪問看護とは？

精神疾患をお持ちの方やこころのケアが必要とされている方に対し、看護師がご自宅や施設に伺い、安心して地域生活を送ることが出来るよう支援させて頂くサービスです。

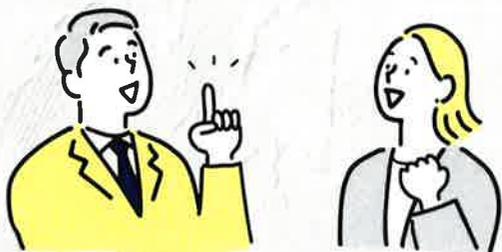
かなめ訪問看護ステーションの特徴

当事業所は長年、精神科病院に勤務し、精神科訪問看護の経験が豊富な職員で構成されています。

訪問時間にとられない、利用者ニーズに合わせた看護を第一優先としています。

病院・診療所・介護施設・障がい者施設・居宅介護支援事業所・相談支援事業所等、多数の関係機関と連携を図り、地域医療の“かなめ”になることを目指しています。

※精神科訪問看護だけでなく、小城市・佐賀市エリアでは訪問看護にも対応。医療機器管理、褥瘡やターミナルケア等、専門領域に特化した看護師が在籍しています。



訪問看護のサービス内容

■ こころの不調に寄り添います

病気の症状やその他の悩みに寄り添い、その軽減を目指します。

■ 健康管理・症状観察

意識レベル、脈拍、呼吸、体温、血圧等の生命兆候のチェックを行い、異常の早期発見に努めます。

■ お薬の管理

適切な服薬方法についてアドバイスし、管理方法について一緒に考えていきます。

■ 日常生活での助言や援助

食事、清潔、環境整備（掃除等）、自立を目的とし、身の回りの事を全面的にサポートさせて頂きます。症状ゆえに外出することが不安な方には同行支援も行います。

その他

- 対人関係スキル向上に向けた助言や援助
- 家族からの相談に対する助言や援助
- 福祉サービスの利用にあたっての情報提供
- 就労支援、日中活動に向けた助言や援助

ナラティブ相談支援事業所

相談支援事業所とは

障がいのある方やそのご家族から相談を受けて、福祉サービスを受けるための手続きを行ったり、様々な福祉サービスの情報提供をしたり、助言を行ったりする障がい福祉サービス事業です。



ナラティブとは

自分の人生という物語を語っていくこと。誰しもが幸せな人生を歩んでいきたいという希望をお持ちだと思います。しかし、人間には個性があるように望む幸せの形も様々だと思います。

当事業所は各相談者のこれまでの経験やこれからの希望をお伺いし、相談者ご自身が主役として人生を歩んで頂けるような支援を行っていきたく考えています。

営業日

■ 月～金曜日（9：00～18：00）

エリア

広川町、久留米市、八女市、筑後市、大木町、柳川市、大川市、基山町、鳥栖市、みやき町、上峰町、吉野ヶ里町、神埼市、佐賀市